

○	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）（第一条関係）	1
○	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）（第二条関係）	15
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第三条関係）	19
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第四条関係）	34
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第五条関係）	39
○	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）（第六条関係）	45
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	47
○	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（附則第十条関係）	51
○	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（附則第十二条関係）	53
○	社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）（抄）（附則第十四条関係）	55
○	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄）（附則第十五条関係）	56
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十七条関係）	57
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第十八条関係）	60
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）（附則第十九条関係）	61
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）（附則第二十条関係）	63
○	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）（抄）（附則第二十二条関係）	65
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十三条関係）	67

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第四条</u>）</p> <p>第二章 都道府県等による支援の実施（<u>第五条</u>―<u>第十五条</u>）</p> <p>第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（<u>第十六条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十七条</u>―<u>第二十六条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十七条</u>―<u>第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（基本理念）</p> <p><u>第二条</u> 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。</p> <p>2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p><u>第三条</u> この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>）</p> <p>第二章 都道府県等による支援の実施（<u>第四条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（<u>第十条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十一条</u>―<u>第十九条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十条</u>―<u>第二十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（新設）</p> <p><u>第二条</u> この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者</p>

ある者をいう。

2 (略)

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利
用についてのあつせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3・4 (略)

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあつせんを行う事業をいう。

6 (削る)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用
についてのあつせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3・4 (略)

(新設)

5 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあつせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第三条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和

二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 (略)

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努める

二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(新設)

(新設)

ものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第五条 (略)

2・3 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 (略)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

(削る)

一 生活困窮者一時生活支援事業

(削る)

二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 (略)

2・3 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 (略)

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 (新設)

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

二 生活困窮者一時生活支援事業

三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県

県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

（利用勸奨等）

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勸奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うも

等が行う事業について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

のとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に關し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に關する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に關する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業

(新設)

(新設)

の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。
2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)
第十二条 (略)

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)
第十三条 (略)

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要す

(市等の支弁)
第七条

次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)
第八条

次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(新設)

る費用

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 (略)

一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 (略)

一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第

(新設)

(国の負担及び補助)

第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

五号に掲げる費用の二分の一以内

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十七条 (略)

(新設)

(新設)

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(新設)

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十一条 (略)

2～4 (略)

(不正利得の徴収)

第十八条 (略)

2 (略)

(受給権の保護)

第十九条 (略)

(公課の禁止)

第二十条 (略)

(報告等)

第二十一条 (略)

2～4 (略)

(資料の提供等)

第二十二条 (略)

2 (略)

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

(不正利得の徴収)

第十二条 (略)

2 (略)

(受給権の保護)

第十三条 (略)

(公課の禁止)

第十四条 (略)

(報告等)

第十五条 (略)

2～4 (略)

(資料の提供等)

第十六条 (略)

2 (略)

(新設)

(町村の一部事務組合等)

第十七条 (略)

(大都市等の特例)

第二十五条 (略)

(実施規定)

第二十六条 (略)

第五章 罰則

第二十七条 (略)

第二十八条 第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 (略)

- 一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(大都市等の特例)

第十八条 (略)

(実施規定)

第十九条 (略)

第五章 罰則

第二十条 (略)

第二十一条 第四条第三項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(削る)

第三条 第十条第一項の規定による認定の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(削る)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。
八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

(削る)

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十四 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

(削る)

(地方財政法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十四 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十三 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子ども

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十條のうち地方財政法第十條の改正規定中「三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十四 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

（生活保護法の一部改正）

第七條 生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報

（社会福祉法の一部改正）

第八條 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第九條 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十條第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

（社会保険労務士法の一部改正）

第十條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

(削る)

を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。）

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（定義） 第三条（略） 2～5（略）</p> <p>6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）</p> <p>イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの</p> <p>ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの</p>	<p>（定義） 第三条（略） 2～5（略）</p> <p>6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。</p>

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条（略）

2（略）

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二（略）

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な

（新設）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条（略）

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二（略）

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都

助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4・5 (略)

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 子どもの学習・生活支援事業

三 (略)

3・5 (略)

(市等の支弁)

第十二条 (略)

一・三 (略)

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者
家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項
第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 (略)

一・三 (略)

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困
窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び
同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 (略)

道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わ
なければならない。

4・5 (略)

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 (略)

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を
行うことができる。

一 (略)

二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

三 (略)

3・5 (略)

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一・三 (略)

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者
家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の
実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・三 (略)

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困
窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事
業の実施に要する費用

五 (略)

(資料の提供等)

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業(第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。)の実施に關して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に對し必要な文書の閲覽若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の關係者に報告を求めることができる。

2
(略)

(資料の提供等)

第二十二條 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に關して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に對し必要な文書の閲覽若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の關係者に報告を求めることができる。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 保護の原則（第七条―第十条）</p> <p>第三章 保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）</p> <p>第四章 保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 保護の方法（第三十条―第三十七条の二）</p> <p>第六章 保護施設（第三十八条―第四十八条）</p> <p>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十条の三）</p> <p>第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）</p> <p>第九章 被保護者就労支援事業（第五十五条の七）</p> <p>第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第十一章 不服申立て（第六十四条―第六十九条）</p> <p>第十二章 費用（第七十条―第八十条）</p> <p>第十三章 雑則（第八十一条―第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（実施機関）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 保護の原則（第七条―第十条）</p> <p>第三章 保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）</p> <p>第四章 保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 保護の方法（第三十条―第三十七条の二）</p> <p>第六章 保護施設（第三十八条―第四十八条）</p> <p>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十条の三）</p> <p>第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）</p> <p>第九章 被保護者就労支援事業（第五十五条の六）</p> <p>第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第十一章 不服申立て（第六十四条―第六十九条）</p> <p>第十二章 費用（第七十条―第八十条）</p> <p>第十三章 雑則（第八十一条―第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（実施機関）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護</p>

各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）

（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）

二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）

（介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）

（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）

介護予防を行う者

4
4
7
（略）

（相談及び助言）

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

（医療扶助の方法）

第三十四条 （略）

2
（略）

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法

扶助（施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4
4
7
（略）

（相談及び助言）

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

（医療扶助の方法）

第三十四条 （略）

2
（略）

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法

律第四百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

456 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。)の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。)を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画(第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。))並びに介護予防・日常生活支援事業者(その事業として同法

律第四百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

456 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。)の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画(第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二におい

第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であつて、第五十四條の二第一項の規定により指定を受けたもの(同條第二項本文の規定により同條第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金

(就労自立給付金の支給)

第五十五條の四 (略)

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

(進学準備給付金の支給)

第五十五條の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町

村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」

て「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)並びに介護予防・日常生活支援事業者(その事業として同法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であつて、第五十四條の二第一項の規定により指定を受けたもの(同條第二項本文の規定により同條第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

第八章 就労自立給付金

(就労自立給付金の支給)

第五十五條の四 (略)

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者(以下「支給機関」という。)は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

(新設)

という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

(報告)

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の七 (略)

2・3 (略)

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支

(報告)

第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の六 (略)

2・3 (略)

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り

給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(裁決をすべき期間)

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日
- 2 (略)

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処

渡すことができない。

(審査庁)

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(裁決をすべき期間)

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日
- 2 (略)

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処

分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 (略)

(市町村の支弁)

第七十条 (略)

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 (略)

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 (略)

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八 (略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 四 (略)

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八 (略)

(都道府県の負担)

第七十三条 (略)

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において同じ。)の四分の一

四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

(国の負担及び補助)

第七十五条 (略)

一 (略)

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の三

三・四 (略)

2 (略)

(時効)

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八 (略)

(都道府県の負担)

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一・二 (略)

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一

四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費の四分の一

(国の負担及び補助)

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 (略)

二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三

三・四 (略)

2 (略)

(時効)

第七十六条の三 就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条 (略)

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

(新設)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（新設）

（新設）

(罰則)

第八十五条 (略)

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

別表第一(第二十九条関係)

一〜五 (略)	(略)
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及

(罰則)

第八十五条 (略)

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

別表第一(第二十九条関係)

一〜五 (略)	(略)
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及

都道府県、市及び福祉事務 所を設置する町村	第十九条第一項から第五項まで、 第二十四条第一項及び第三項（こ れらの規定を同条第九項において 準用する場合を含む。）並びに第 八項、第二十五条第一項及び第二 項、第二十六条、第二十七条第一
	第十九条第一項から第五項まで、 第二十四条第一項及び第三項（こ れらの規定を同条第九項において 準用する場合を含む。）並びに第 八項、第二十五条第一項及び第二 項、第二十六条、第二十七条第一

別表第三（第八十四条の五関係）

備考 （略）	八〇十五（略）	七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二（略） 三 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律による自立支援医療費の支給 に関する情報	び実施又は就労自立給付金若し くは進学準備給付金の支給に関 する情報 二〇五（略） 六 生活困窮者自立支援法による 生活困窮者住居確保給付金の支 給に関する情報
	（略）	（略）	七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二（略） 三 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律による自立支援医療費の支給 に関する情報

都道府県、市及び福祉事務 所を設置する町村	第十九条第一項から第五項まで、 第二十四条第一項及び第三項（こ れらの規定を同条第九項において 準用する場合を含む。）並びに第 八項、第二十五条第一項及び第二 項、第二十六条、第二十七条第一
	第十九条第一項から第五項まで、 第二十四条第一項及び第三項（こ れらの規定を同条第九項において 準用する場合を含む。）並びに第 八項、第二十五条第一項及び第二 項、第二十六条、第二十七条第一

別表第三（第八十四条の五関係）

備考 （略）	八〇十五（略）	七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二（略） （新設）	び実施又は就労自立給付金の支 給に関する情報 二〇五（略） 六 生活困窮者自立支援法（平成 二十五年法律第百五号）による 生活困窮者住居確保給付金の支 給に関する情報
	（略）	（略）	七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二（略） （新設）

<p>都道府県</p>	<p>項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p>
<p>都道府県</p>	<p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を</p>
<p>都道府県</p>	<p>項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p>
<p>都道府県</p>	<p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を</p>

市町村	
第二十九条第二項、第四十三条第	<p>含む。)並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第三項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで</p>
市町村	
第二十九条第二項、第四十三条第	<p>含む。)並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第三項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで</p>

(略)	
(略)	<p>二項、第七十七条第一項、第七十七 七条の二第一項、同条第二項（第 七十八条第四項において準用する 場合を含む。）及び第七十八条第 一項から第三項まで並びに第七十 四条の二において準用する社会福 祉法第五十八条第二項から第四項 まで</p>
(略)	
(略)	<p>二項、第七十七条第一項及び第七 十八条並びに第七十四条の二にお いて準用する社会福祉法第五十八 条第二項から第四項まで</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 保護の原則（第七条―第十条）</p> <p>第三章 保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）</p> <p>第四章 保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 保護の方法（第三十条―第三十七条の二）</p> <p>第六章 保護施設（第三十八条―第四十八条）</p> <p>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十条の三）</p> <p>第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）</p> <p>第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七―第五十五条の九）</p> <p>第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第十一章 不服申立て（第六十四条―第六十九条）</p> <p>第十二章 費用（第七十条―第八十条）</p> <p>第十三章 雑則（第八十一条―第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（相談及び助言）</p> <p>第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 保護の原則（第七条―第十条）</p> <p>第三章 保護の種類及び範囲（第十一条―第十八条）</p> <p>第四章 保護の機関及び実施（第十九条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 保護の方法（第三十条―第三十七条の二）</p> <p>第六章 保護施設（第三十八条―第四十八条）</p> <p>第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条―第五十条の三）</p> <p>第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）</p> <p>第九章 被保護者就労支援事業（第五十五条の七）</p> <p>第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第十一章 不服申立て（第六十四条―第六十九条）</p> <p>第十二章 費用（第七十条―第八十条）</p> <p>第十三章 雑則（第八十一条―第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（相談及び助言）</p> <p>第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。</p>

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。

ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認められたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号において同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2・3 (略)

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

(被保護者就労支援事業)

第五十五条の七 (略)

2・3 (略)

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。

ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2・3 (略)

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の七 (略)

2・3 (略)

(新設)

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 5 (略)

(市町村の支弁)

第七十条 (略)

(新設)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 5 (略)

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ・ロ（略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二〇五（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七・八（略）

（都道府県の支弁）

第七十一条（略）

一〇五（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七・八（略）

（国の負担及び補助）

第七十五条（略）

一・二（略）

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ・ロ（略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を適当な施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二〇五（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八（略）

（都道府県の支弁）

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一〇五（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八（略）

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一・二（略）

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案し

護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2 (略)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項(第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

16| 当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

て政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

2 (略)

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(新設)

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会福祉施設の設置） 第六十二条（略） 2～6（略）</p>	<p>（施設の設置） 第六十二条（略） 2～6（略）</p>
<p>（社会福祉施設に係る届出事項等の変更） 第六十三条（略） 2・3（略）</p>	<p>（変更） 第六十三条（略） 2・3（略）</p>
<p>（社会福祉施設の廃止） 第六十四条（略）</p>	<p>（廃止） 第六十四条（略）</p>
<p>（社会福祉施設の基準） 第六十五条（略） 2・3（略）</p>	<p>（施設の基準） 第六十五条（略） 2・3（略）</p>
<p>（社会福祉施設の管理者） 第六十六条（略）</p>	<p>（管理者） 第六十六条（略）</p>
<p>（施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止） 第六十八条（略）</p>	<p>（変更及び廃止） 第六十八条（略）</p>
<p>（社会福祉住居施設の設置） 第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するた めの施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事 業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設</p>	<p>（新設）</p>

一と。いう。)を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び種類

二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三 条例、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 事業開始の年月日

六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2| 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)

第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2| 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3| 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の廃止)

第六十八条の四 第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以

(新設)

(新設)

内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積

三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(社会福祉住居施設の管理者)

第六十八条の六 第六十六条の規定は、社会福祉住居施設について準用する。

(住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(第二種社会福祉事業)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 (略)

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、若しくは同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をして社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項又は第六十八条の五第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに 응ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営营することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規

2 (略)

(改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を営营する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに 応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営营することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する

定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（契約の締結及び解除）
第二百五条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して社会福祉事業等を営営する者であるとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

2 (略)

（包括的な支援体制の整備）
第六六条の三 (略)

他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営業者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（契約の締結及び解除）
第二百五条 福利厚生センターは、福利厚生契約の申込者が第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して社会福祉事業等を営営する者であるとき、その他厚生労働省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

2 (略)

（包括的な支援体制の整備）
第六六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措

2
 (略)

一・二 (略)

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2
 (略)

一・二 (略)

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（支給期間及び支払期月） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。</p> <p>（支給の制限） 第九条 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2（略）</p> <p>第九条の二 手当は、受給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給</p>	<p>（支給期間及び支払期月） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。</p> <p>（支給の制限） 第九条 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2（略）</p> <p>第九条の二 手当は、受給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給</p>

資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2
(略)

資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2
(略)

改 正 案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
法律	事務	
(略)	(略)	
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七條第一項、第四十八條第四項、第五十三條第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、 <u>第五十五条の四第一項</u>	
現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
法律	事務	
(略)	(略)	
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七條第一項、第四十八條第四項、第五十三條第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、 <u>第五十五条の四、第五</u>	

、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。

十五条の五、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。

）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理する

事務

三 市町村が第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理

）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理する

ととされている事務

三 市町村が第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

(略)	
(略)	四 することとされている事務

(略)	
(略)	四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（援護の実施者） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うも</p>	<p>（援護の実施者） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に前</p>

のとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3
3
9
(略)

とする。

3
3
9
(略)

改 正 案	現 行
<p>（更生援護の実施者） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみが設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下この条において「特定施設」とい</p>	<p>（更生援護の実施者） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみが設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただ</p>

う。)への入所前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。))については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3
7 (略)

し、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3
7 (略)

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）<u>第十六</u> <u>条</u>第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業 三（略） 3 3 13（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）<u>第十</u> <u>条</u>第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業 三（略） 3 3 13（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（福祉の措置の実施者）</p> <p>第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（福祉の措置の実施者）</p> <p>第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案		現 行	
別表第二（第三十条の十関係）			
<p>五の十二～十一（略）</p>	<p>五の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>	<p>一～五の十（略）</p>	<p>五の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>
<p>（略）</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
別表第二（第三十条の十関係）			
<p>五の十二～十一（略）</p>	<p>五の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>	<p>一～五の十（略）</p>	<p>五の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長</p>
<p>（略）</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県 以外の都道府県の都道府県 知事その他の執行機関	事 務
一〇七の六（略）	（略）
七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一 項の保護の決定及び実施、同法第五 十五条の四第一項の就労自立給付金 若しくは同法第五十五条の五第一項 の進学準備給付金の支給、同法第六 十三条の保護に要する費用の返還又 は同法第七十七条第一項、第七十七 条の二第一項、第七十八条第一項か ら第三項まで若しくは第七十八条の 二第一項若しくは第二項の徴収金の 徴収に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
七の八〇二十九（略）	（略）

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県 以外の都道府県の区域内の 市町村の市町村長その他の 執行機関	事 務
--	------------

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県 以外の都道府県の都道府県 知事その他の執行機関	事 務
一〇七の六（略）	（略）
七の七 都道府県知事	生活保護法による同法第十九条第一 項の保護の決定及び実施、同法第五 十五条の四第一項の就労自立給付金 の支給、同法第六十三条の保護に要 する費用の返還又は同法第七十七条 第一項、第七十八条第一項から第三 項まで若しくは第七十八条の二第一 項若しくは第二項の徴収金の徴収に 関する事務であつて総務省令で定め るもの
七の八〇二十九（略）	（略）

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県 以外の都道府県の区域内の 市町村の市町村長その他の 執行機関	事 務
--	------------

一〇四の十 (略)	(略)
四の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十二〇十 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一〇九の三 (略)

九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五〇三十四 (略)

一〇四の十 (略)	(略)
四の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村長	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十二〇十 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一〇九の三 (略)

九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五〇三十四 (略)

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一〇二十の二十三（略） 二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。第十六条第一項及び第二十一条第二項の規定に限る。） 二十の二十五〇三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一〇二十の二十三（略） 二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。） 二十の二十五〇三十三（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）</p> <p>(支給要件) 第四条 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある</p>	<p>(定義) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）</p> <p>(支給要件) 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある</p>

施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2
4
（略）

施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2
4
（略）

ては、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地)の市町
村が、支給決定を行うものとする。
4・5 (略)

4・5 (略)

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第三条（略） 2（略） 3（略） 一〇三（略） 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。） （支給要件） 第四条（略） 一〇三（略） 四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う</p>	<p>（定義） 第三条（略） 2（略） 3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。 一〇三（略） 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。） （支給要件） 第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一〇三（略） 四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う</p>

2
・
3
(略)

者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

2
・
3
(略)

者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第九条関係）

一〇十四（略）	（略）
十五 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六〇九十七（略）	（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一〇八（略）	（略）	（略）	（略）
九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の	都道府県知事等	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給

現 行

別表第一（第九条関係）

一〇十四（略）	（略）
十五 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十六〇九十七（略）	（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一〇八（略）	（略）	（略）	（略）
九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の	都道府県知事等	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給

九 十 百 十 (略)				支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	

九 十 百 十 (略)				支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	